

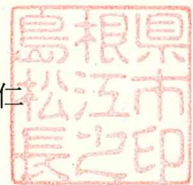
松江市告示第 94 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を経て市内の字の区域を廃止したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この告示に係る字の区域の廃止の効力は、告示の日から生ずる。

令和 8 年 3 月 30 日

松江市長 上 定 昭 仁



字を廃止する区域

町	字	地 番
乃木福富	南	450 番、450 番 1、636 番、636 番 1、636 番 2、636 番 4、638 番 1
	神門屋敷	451 番
	土居	452 番
	坂本	529 番、529 番 1 から 529 番 3 まで、621 番 1、621 番 2、622 番
	神田	530 番 11、620 番 2
	松本	623 番 1
及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地の一部		

(ただし、上記地番は令和 8 年 1 月 20 日現在のものである。)